平成２９年（フ）第１６号
宮城県石巻市渡波字新千刈54番地２、前住所神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤３丁目４番27号　千鶴荘　202
破産者　岩井　信彦
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
埼玉県川越市中台２丁目７番地２
破産者　佐藤　克彦
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２９号
埼玉県所沢市寿町23番２号　グレーシアタワーズ所沢Ｓ―801
破産者　今井まゆみ
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４２５号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目67番５号パルタージュ201号、開始決定時の住所神奈川県座間市ひばりが丘３丁目57番Ｃ―508号エステ・スクエアさがみ野
破産者　新野　勇一
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１２５号
相模原市中央区上溝2459番地１　マキシムマルミ壱番館102
破産者　鈴木　正記
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１９９号
相模原市南区若松６丁目１番30号　ベラビスタ21Ａ106号
破産者　仮屋　純春
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３２号
静岡市葵区城北２丁目14番18―201号
破産者　武田　敏伸
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２６号
名古屋市中川区丸米町２丁目86番地の１　シンフォニアガーデン丸米１―101
破産者　畑　健太郎
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６５号
名古屋市港区神宮寺１丁目1001番地　イストワールⅠ201号
破産者　倉内　康寛
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８２９号
神戸市灘区永手町２丁目２番11号　メゾンドブラン305、従前の住所神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の３　２番館506号
破産者　松尾　由佳
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０８号
兵庫県神戸市北区花山東町３番27―402号
破産者　楠　えり果
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３４号
兵庫県神戸市東灘区魚崎南町７丁目１番27号グランハイム101号室、住民票上の住所兵庫県篠山市今田町本荘215番地１
破産者　ｃａｒｓｈｏｐ　ｈａｕｎｔこと　前川　和男
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５号
岡山県倉敷市福田町浦田2653番地43、開始決定時の住所岡山県倉敷市西阿知町1086番地13
破産者　原田千栄子
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
岡山県倉敷市北畝１丁目３番35号　パレットＢ　205
破産者　大崎　光子
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第８５６号
広島市中区西十日市町９番13―402号
破産者　フェリシティ　ケイこと　荒神　和代
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３６号
広島市西区己斐上４丁目28番１号
破産者　藤間　由美
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６８号
広島市中区広瀬町４番15―301号
破産者　インテリアＭＡＫＯＴＯこと　伊名波　允
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３号
福岡県柳川市三橋町高畑84番地１
破産者　渕上千恵子
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係